

協定項目番号	23 - 17	合併協定項目	各種事務事業(農林水産事業関係)の取扱いについて	担当部会名	産業経済部会	担当分科会名	農林水産分科会
調整方針(案)	1 (1) 農業振興地域整備計画については、現行のとおり引き継ぎ、新市において速やかに再編調整し、新たに計画を策定する。						
事務事業名	観音寺市		大野原町		豊浜町		
農業振興地域整備計画	<p>策定状況</p> <p>地域指定年度・昭和40年度 整備計画策定年度・昭和45年度 特別管理地域指定年度・昭和57年度 平成8年度 全体見直し(法第12条2第1項) 個別見直し(法第8条第項第1号)</p> <p>計画概要</p> <p>農業振興地域 : 用途区域及び粟井町の山林の一部を除く市内全域 農業地域区分 : 平地農業地域 都市計画区分 : 1,707ha(市域の一部) 農用地区域 : 農業振興地域内の1,400haを設定</p> <p>その他農業関係法令に基づく各種農業振興計画による地域指定計画等名-指定地域等の範囲</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・酪農肉用牛生産近代化計画 — 全域</li> <li>・野菜指定産地 — 全域</li> <li>・果樹濃密生産団地指定 - 全域</li> <li>・農業経営基盤強化促進基本構想 - 農業振興地域</li> <li>・農業生産総合振興計画 — 全域</li> </ul> <p>農業振興対策協議会 農業振興地域整備促進協議会で審議</p> <p>農業振興地域整備計画変更 個別見直し(農振除外等)について 隔月受付(2,4,6,8,10,12,2)月の各々10日 締め切りから決定までに4ヶ月を要する。 年間申出件数 約100件 以下は、その間の事務手続き等 ・申出書の内容審査及び申請地現況調査 ・市農振協議会の議案書作成 ・県への事前協議 ・公告・縦覧手続き ・県への協議 ・決定通知・決定の公告・縦覧手続き</p>		<p>策定状況</p> <p>農業振興地域整備計画書について 策定:昭和44年度 全体見直し(法第12条2第1項) :昭和61年度 :平成9年度 :平成13年度 個別見直し(法第8条第2項第1号)</p> <p>計画概要</p> <p>農業振興地域 : 町内全域 農業地域区分 : 平地農業地域 都市計画区分 : なし 農用地区域 : 町内全域 (山間部は一部含まない)</p> <p>その他農業関係法令に基づく各種農業振興計画による地域指定計画等名-指定地域等の範囲</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・野菜指定産地生産出荷近代化計画 — 全域</li> <li>・酪農肉用牛生産近代化計画 — 全域</li> <li>・果樹濃密生産団地計画 — 全域</li> <li>・農業生産総合振興計画 — 全域</li> <li>・農林業等活性化基盤整備計画 — 五郷地区</li> <li>・農業経営基盤強化促進基本構想 — 全域</li> <li>・山村振興 — 五郷地区</li> </ul> <p>農業振興対策協議会 なし 農業委員会で審議</p> <p>農業振興地域整備計画変更 個別見直し(農振除外等)について (法第8条第2項第1号) 案件 : 毎年偶数月の10日締切</p>		<p>策定状況</p> <p>農業振興地域整備計画書について 作成年月日 昭和61年度 全体見直し(法第12条2第1項) (平成15年度)</p> <p>個別見直し(法第8条第2項第1号)</p> <p>計画概要</p> <p>農業振興地域:町内全域 農業地域区分:平地農業地域 都市計画区分:町内全域都市計画区域(無指定)</p> <p>農用地区域 : 町内全域(山間部は一部含まない)</p> <p>その他農業関係法令に基づく各種農業振興計画による地域指定計画等名-指定地域等の範囲</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・野菜指定産地生産出荷近代化計画 — 全域</li> <li>・酪農肉用牛生産近代化計画 — 全域</li> <li>・果樹濃密生産団地計画 — 全域</li> <li>・農業生産総合振興計画 — 全域</li> <li>・農林業等活性化基盤整備計画 — 全域</li> <li>・農業経営基盤強化促進基本構想 — 全域</li> </ul> <p>農業振興対策協議会 なし 農業委員会で審議</p> <p>農業振興地域整備計画変更 個別見直し(農振除外等)について (法第8条第2項第1号) 案件:毎月偶数月の10日締切</p>		

協定項目番号	23 - 17	合併協定項目	各種事務事業(農林水産事業関係)の取扱いについて	担当部会名	産業経済部会	担当分科会名	農林水産分科会
調整方針(案)	1 (1) 農業振興地域整備計画については、現行のとおり引き継ぎ、新市において速やかに再編調整し、新たに計画を策定する。						
事務事業名	観音寺市	大野原町	豊浜町				
農業振興地域整備計画	全体見直しについて 平成13年度において農業委員会が の農用地利用の意向調査を実施済み であり全体見直しが急がれる。						

協定項目番号	23 - 17	合併協定項目	各種事務事業(農林水産事業関係)の取扱いについて	担当部会名	産業経済部会	担当分科会名	農林水産分科会
調整方針(案)	1 (2) 水田農業構造改革対策については、現行のとおり引き継ぐ。						
事務事業名	観音寺市	大野原町	豊浜町				
水田農業構造改革対策	<p>生産調整について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・水稲生産目標数量 3,727.9 t</li> <li>・水稲の作付目標面積 748.5 ha</li> <li>・水稲作付率 57%</li> <li>・傾斜配分</li> </ul> <p>2,105㎡までは、水稲作付可能面積 1,200㎡</p> <p>加工米について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・配分方法:農家の希望数</li> <li>・面積換算:うるち米1袋60㎡</li> </ul> <p>決定方法等</p> <p>2月市生産調整推進の検討会 3月市水田農業経営確立対策推進協議会</p> <p>構成メンバー</p> <p>市長・JA支部長・農業委員・普及センター・食糧事務所・市議会正副議長・農業共済組合・JA関係者等</p> <p>周知方法</p> <p>4月各地協議会 各種資料提出 7月転作等各地区協議会 8月転作圃地の現地確認 9月転作圃地の再確認</p> <p>その他</p> <p>1年中関係事務 2月に最終データ処理 転作確認 周知方法・集落実行組合長が各戸に立て札配布し周知</p>	<p>生産調整について</p> <p>面積の配分</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・配分率 : 57.8%</li> <li>・飯米農家 : 緩和措置</li> <li>・傾斜配分 : 下記のとおり</li> </ul> <p>保有水田面積</p> <p>1㎡ ~ 4000㎡ 58.4% 4001 ~ 20000㎡ 57.8% 20001㎡を超えた残りの面積 70%</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・水稲生産目標数量 2514.8 t</li> <li>・水稲作付目標面積 501.9 ha</li> </ul> <p>加工米について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・配分方法 : 農家希望数</li> <li>・面積換算 : 大野原町の農業共済引受基準単収を使用</li> </ul> <p>決定方法等</p> <p>2月下旬大野原町・豊浜町地域水田農業推進協議会を開催</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・審議事項</li> <li>水田農業経営確立対策の取組</li> <li>大野原町における実施方針</li> <li>生産調整目標面積の配分方針</li> <li>「とも補償」交付対象作物・交付単価等の設定</li> </ul> <p>構成メンバー</p> <p>町長、収入役、議長、副議長、建設経済委員(5名)、農業委員会会長・会長職務代理者、普及センター所長、農業共済組合長理事、高松食糧事務所香川西部支所長、香川豊南農業協同組合(5名)、町内土地改良区理事長(6名)、西讃コープ豊南支部長、農協肥育牛部会長、農協柑橘部会長、農協レタス部会長、農協たまねぎ部会長、農協花き部会長、町商工会長、町婦人会長、町経済課長</p> <p>周知方法</p> <p>2月下旬に次年度の生産調整の取組についてJAが連絡員会を開催、3月中旬に町が実行組合長会を開催し、生産調整の取組、目標面積の提示及び通知し、4月下旬までに取りまとめを行う。</p>	<p>生産調整について</p> <p>面積の配分</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・配分率 : 58.0%</li> <li>・飯米農家 : 保有水田面積が4,000㎡以上の農業者を対象に一律割とし、2.2%追加配分する。</li> <li>・傾斜配分 : 下記のとおり</li> </ul> <p>1㎡ ~ 4000㎡ 58.7% 4001 ~ 20000㎡ 58.0% 20001㎡を超えた残りの面積 70%</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・水稲生産目標数量 773.5 t</li> <li>・水稲作付目標面積 158.8 ha</li> </ul> <p>加工米について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・配分方法:農家希望数</li> <li>・面積換算:豊浜町の農業共済引受基準単収を使っている。</li> </ul> <p>決定方法等</p> <p>2月下旬大野原町・豊浜町地域水田農業推進協議会</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・審議事項</li> <li>生産調整の推進全般</li> <li>配分面積を決定している。</li> </ul> <p>構成メンバー</p> <p>町長、香川豊南農協代表理事組合長、JA香川県豊浜支店長、町議会議長、農業委員会会長、町議会総務経済常任委員会委員長、普及センター所長、高松食糧事務所香川西支所長、三豊農業共済組合長理事、各営農集団代表</p> <p>周知方法</p> <p>3月下旬に次年度の生産調整への取組について町が実行組合長会を開催し、転作面積を周知し、4月中旬までに取りまとめている。</p>				

協定項目番号	23 - 17	合併協定項目	各種事務事業(農林水産事業関係)の取扱いについて	担当部会名	産業経済部会	担当分科会名	農林水産分科会
調整方針(案)	1 (2) 水田農業構造改革対策については、現行のとおり引き継ぐ。						
事務事業名	観音寺市	大野原町	豊浜町				
水田農業構造改革対策	転作確認 8月1日前後で7日間 実行組合長が案内人で 延べ145班	転作確認 周知方法 : 実行組合長が各戸に周知 確認時期 : 8月1日前後で7日間 確認体制 : 農協職員 4人 普及センター職員 4人 農業共済組合職員 2人 農政事務所職員 1人 経済課職員 8人 アルバイト 4人 4班編成で確認	転作確認 周知方法 : 実行組合長が各戸に配布及び回収 確認時期 : 8月1日前後で4日間 確認体制 : 6班体制で確認 香川豊南農協職員 4人 普及センター職員 4人 JA豊浜支店職員 4人 農業共済組合職員 4人 農政事務所職員 4人 経済課職員 6人 人数は延べ数 確認時には、各実行組合長が現地案内				

協定項目番号	23 - 17	合併協定項目	各種事務事業(農林水産事業関係)の取扱いについて	担当部会名	産業経済部会	担当分科会名	農林水産分科会
調整方針(案)	1 (3) 国庫補助事業・単独県費補助事業については、現行のとおり新市に引き継ぐ。ただし、市町上乗せ分については、合併時に再編統一する。						
事務事業名	観音寺市		大野原町		豊浜町		
国庫補助事業	農業生産総合対策事業 ハード事業 国庫補助率 1/2 市補助率 7% ソフト事業 国庫補助率 1/2 市補助率 1/2		農業生産総合対策事業 実績なし		農業生産総合対策事業 実績なし		
単独県費補助事業	多彩な園芸産地促進事業 ホップ事業 15年度なし ステップ事業(経営産地発展型) JA観音寺支部 ・栽培温室 ・養液栽培施設 ・暖房施設 県補助金 1/3 4,289千円 市補助金 5% 643千円 県補助率 1/3 市補助率 JA 5% その他 4%		多彩な園芸産地促進事業 ホップ事業(企画推進型) 新技術の実証展示 補助率 県 1/2 事業主体 1/2 実績なし ステップ事業(経営・産地発展型) ・小規模土地基盤整備事業 改植、園内道・灌水設備整備 補助率 県 1/2 町 1/20 事業主体 9/20 実績(14年度) ・事業主体 柑橘振興組合 事業費 59,200千円 補助金 県 29,600千円 町 2,960千円 ・機械施設整備 補助率 県 1/3 事業主体 2/3 実績 ・事業主体 香川豊南農業協同組合 事業内容 青ねぎ計量結束包装装置 菊用自動結束ロボット付自動選別機他 花集出荷場新設工事 事業費 49,544,250円 補助金 県 15,728千円 ・事業主体 中央生産組合 事業内容 乗用トップマルチャー 1台 レタス移植機 2台 青ネギ皮むき機 1台 事業費 2,913,850円 補助金 県 971千円		多彩な園芸産地促進事業 ホップ事業(企画推進型) 実績なし ステップ事業(経営・産地発展型) 実績なし		
	ジャンプ事業(産地強化型) 実績なし		ジャンプ事業(産地強化型) 実績なし		ジャンプ事業(産地強化型) 実績なし		

協定項目番号	23 - 17	合併協定項目	各種事務事業(農林水産事業関係)の取扱いについて	担当部会名	産業経済部会	担当分科会名	農林水産分科会
調整方針(案)	1 (3) 国庫補助事業・単独県費補助事業については、現行のとおり新市に引き継ぐ。ただし、市町上乗せ分については、合併時に再編統一する。						
事務事業名	観音寺市	大野原町	豊浜町				
単独県費補助事業	<p>水田農業経営確立対策事業</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・土地利用型農業活性化対策事業 <ul style="list-style-type: none"> <li>油井営農支援組合 <ul style="list-style-type: none"> <li>コンバイン</li> <li>トラクター等</li> <li>県補助金 1/3 4,757千円</li> <li>市補助金 4% 570千円</li> </ul> </li> <li>植田営農組合 <ul style="list-style-type: none"> <li>コンバイン</li> <li>県補助金 1/3 3,737千円</li> <li>市補助金 4% 448千円</li> </ul> </li> </ul> </li> <li>・土地利用型農業活性化対策事業 <ul style="list-style-type: none"> <li>技術実証</li> <li>(高品質安定生産技術)</li> <li>・排水対策</li> <li>・病虫害対策等 <ul style="list-style-type: none"> <li>JA観音寺支部</li> <li>県補助金 100% 1,526千円</li> </ul> </li> </ul> </li> </ul> <p>効率的・持続的な集落営農育成事業</p> <p>実績なし</p>	<p>水田農業経営確立対策事業</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>土地利用型農業活性化対策事業</li> <li>・技術実証 <ul style="list-style-type: none"> <li>実績(14年度) <ul style="list-style-type: none"> <li>・事業主体 香川豊南農業協同組合</li> <li>事業内容 赤かび防除対策</li> <li>1,060a</li> <li>補助金 県 143,100円</li> <li>(135円×1,060a)</li> </ul> </li> </ul> </li> <li>・機械施設等整備 <ul style="list-style-type: none"> <li>補助率 県 1/3</li> <li>事業主体 2/3</li> <li>実績(14年度) <ul style="list-style-type: none"> <li>・事業主体 香川豊南農業協同組合</li> <li>事業内容 クレーンホイスト</li> <li>新設工事</li> <li>事業費 8,715千円</li> <li>補助金 県 2,766千円</li> </ul> </li> </ul> </li> </ul> <p>麦大豆本作化推進対策事業</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・技術実証 <ul style="list-style-type: none"> <li>補助単価 県 5,000円/10a</li> <li>実績(14年度) <ul style="list-style-type: none"> <li>・事業主体 香川豊南農業協同組合</li> <li>事業内容 麦施肥・播種・盛土</li> <li>同時作業 324a</li> <li>補助金 県 162千円</li> </ul> </li> </ul> </li> <li>・機械施設等整備 <ul style="list-style-type: none"> <li>補助率 県 1/3</li> <li>事業主体 2/3</li> <li>実績(14年度) <ul style="list-style-type: none"> <li>・事業主体 香川豊南農業協同組合</li> <li>事業内容 麦用コンバイン 1式</li> <li>播種機 1台</li> <li>フレールモア 1台</li> <li>事業費 11,447,100円</li> <li>補助金 県 3,634千円</li> </ul> </li> </ul> </li> </ul> <p>効率的・持続的な集落営農育成事業</p> <p>実績なし</p>	<p>水田農業経営確立対策事業</p> <p>平成14年度終了</p>				

協定項目番号	23 - 17	合併協定項目	各種事務事業(農林水産事業関係)の取扱いについて	担当部会名	産業経済部会	担当分科会名	農林水産分科会
調整方針(案)	1 (3) 国庫補助事業・単独県費補助事業については、現行のとおり新市に引き継ぐ。ただし、市町上乗せ分については、合併時に再編統一する。						
事務事業名	観音寺市	大野原町	豊浜町				
	<p>独創型高付加価値農業育成対策事業</p> <p>実績なし</p> <p>新規就農希望者受入施設整備事業</p> <p>実績なし</p>	<p>独創型高付加価値農業育成対策事業</p> <p>独創性に富んだ収益性の高い農業を事業化するチャレンジ活動を行う事業</p> <p>補助率 県 1/2 事業主体 1/2</p> <p>実績</p> <p>・事業主体 大豊農業振興センター</p> <p>事業内容 開発実証</p> <p>食品乾燥機 1台 粉砕機 1台</p> <p>導入実証</p> <p>玉葱移植機 1台 トラクター 1台 管理作業機 1台 パレットフォーク 1台 パレット 400枚 フォークリフト 1台 運搬車 1台</p> <p>特許取得 コンサルタント費</p> <p>事業費 20,091,750円 補助金 県 10,044千円</p> <p>新規就農希望者受入施設整備事業</p> <p>新規就農希望者を受け入れるため、宿舍・研修施設等を整備する事業</p> <p>補助率 県 1/3 (補助金上限 3,000千円)</p> <p>事業主体 総事業費-県補助金</p>	<p>独創型高付加価値農業育成対策事業</p> <p>実績なし</p> <p>新規就農希望者受入施設整備事業</p> <p>実績なし</p>				

協定項目番号	23 - 17	合併協定項目	各種事務事業(農林水産事業関係)の取扱いについて	担当部会名	産業経済部会	担当分科会名	農林水産分科会
調整方針(案)	1 (4) 市町単独事業については、現行のとおり引き継ぎ、新市において速やかに再編調整する。						
事務事業名	観音寺市	大野原町	豊浜町				
市町単独事業	<p>転作物等推進事業</p> <p>該当なし</p> <p>土づくり推進事業 有機農産物生産振興対策事業 10a当り4tを限度として1t当り500円を補助する。 補助額 1,000千円まで 事業主体 JA</p> <p>新生産調整推進対策牧草種子導入事業 対象者 酪農及び肉用牛繁殖農家 26戸 5戸 飼料作物作付面積 27707-㍓ 種子量 1380kg 事業費 1,465,369円 補助金 250,000円(定額)</p>	<p>転作物等推進事業</p> <p>農協で購入した種子に限り、町・農協にてレンゲ・ソルゴー・麦の種子代を助成する。 助成内容 レンゲ種子(1,260円/10a) 町1/3、農協1/3、農家負担1/3 ソルゴー種子(1,290円/10a) 町1/3、農協1/3、農家負担1/3 はだか麦種子(5,000円/10a) 町1/3、農協2/3</p> <p>土づくり推進事業 完熟牛糞堆肥・バーク堆肥・もみから堆肥の購入費を補助する 補助率 購入、施用した堆肥 1トンにつき付500円又は購入金額 の100分の15のいずれか低い方 (ただし、10a当り4tを限度とする)</p> <p>農業委託実習生受入事業 姉妹縁組をしている真狩村の真狩高校の修学旅行生を受け入れ、みかん農家で農作業を実習してもらう事業 受入農家代表者に補助金 230千円</p> <p>新生産調整推進対策牧草種子導入事業</p> <p>該当なし</p>	<p>転作物等推進事業</p> <p>農協で購入した種子に限り、豊浜町・農協にてレンゲ・ソルゴー・麦の種子代を助成する。 助成内容 レンゲ種子(1,260円/10a)町1/3、農協1/3、農家負担1/3 ソルゴー種子(1,290円/10a)町1/3、農協1/3、農家負担1/3 はだか麦種子(5,000円/10a)町1/3、農協2/3</p> <p>土づくり推進事業 1800千円(町1200千円・JA豊南500千円・JA香川豊浜100千円)</p> <p>町農地流動化事業 町内の農家で、40a以上の耕作者で、農地を6年以上借りた者に対し10a当たり20,000円の助成又期限内に解約したときは、解約した面積分の金額を返還(農地流動化推進助成金交付要綱 平成18年3月31日まで) 予算額800千円</p> <p>新生産調整推進対策牧草種子導入事業</p> <p>該当なし</p>				



協定項目番号	23 - 17	合併協定項目	各種事務事業(農林水産事業関係)の取扱いについて	担当部会名	産業経済部会	担当分科会名	農林水産分科会
調整方針(案)	1 (5) 有害鳥獣駆除関係については、合併時に再編統一する。						
事務事業名	観音寺市		大野原町		豊浜町		
猟友会	管轄猟友会 香川県猟友会観音寺支部  被害を受けた自治会へ補助金 被害を受けた地区自治会長が有害鳥獣駆除依頼書を市に提出 市担当が現地調査及び当該許可申請に対する意見書受付 申請書・意見書を審査し、許可証を発行・交付 通知書を県知事・地元警察署長へ提出 駆除した後、書類・写真をそえて市へ請求 自治会長へ補助金支払い		管轄猟友会 香川県猟友会豊浜支部  有害鳥獣駆除活動への補助金 200,000円  猟友会の役員会、総会への出席 (要請・案内等があったとき)  狩猟者登録事務の手伝い		管轄猟友会 香川県猟友会豊浜支部  有害鳥獣駆除活動への補助金 200,000円  猟友会の役員会、総会への出席 (要請・案内等があったとき)  狩猟者登録事務の手伝い		
有害鳥獣捕獲補助金	有害鳥獣駆除用罟具購入補助 該当なし		有害鳥獣駆除用罟具購入補助 大野原町に在住する甲種狩猟免許有資格者が、有害鳥獣駆除において捕獲するために使用するくくり罟を購入するための経費に対して補助金を支給する。1台当たりの補助単価は、5,000円又は購入価格の1/3のいずれか低い方とし、1人1回当たり20,000円を補助限度額とする。ただし、1回補助を受けた狩猟免許有資格者は、補助を受けた年度から5年間は補助を受けることができない。		有害鳥獣駆除用資材購入補助 豊浜町内の狩猟免許有資格者を含む団体であり当該年度に鳥獣捕獲許可した者に対し、有害鳥獣駆除において捕獲する為に使用するくくり罟を購入する為の経費に対して補助金を交付する。1台当たりの補助単価は5,000円又は購入価格の1/3のいずれか低い方とし、1共同体1回1台当たり20,000円を補助限度額とする。 捕獲罎を購入するための経費補助金として購入価格の1/3とし、1共同体1回1台当たり30,000円を補助限度額とする。		
	狩猟免許取得 該当なし		狩猟免許取得 大野原町に在住するものであり、当該年度に新たに甲種狩猟免許を取得した者に対し、受験手数料と初心者講習会受講料の合計金額を補助する。		狩猟免許取得 豊浜町に在住するものであり、当該年度に新たに狩猟免許を取得した者に対し、受験手数料と初心者講習会受講料の合計金額を補助する。		
有害鳥獣防止対策補助事業	被害対策用ネット等設置事業  電気柵・箱檻等により農作物の被害防止を図るため、被害地域における狩猟免許有資格者及び農業者を対象に、有害鳥獣の駆除と自己防衛を目的とする  有害鳥獣駆除対策事業(市単独)  1回目 30千円 2回目 20千円 3回目 10千円 上限(1地区 60,000円) 交付先 粟井外4地区		被害対策用ネット等設置事業 該当なし		被害対策用ネット等設置事業 電気柵・箱檻等により農作物の被害防止を図るため、被害地域における狩猟免許有資格者及び農業者を対象に、有害鳥獣の駆除と自己防衛を目的とする 資材購入価格の1/3若しくは30,000円以下のいずれか低い方とし、1人1回の補助を限度とする。		

協定項目番号	23 - 17	合併協定項目	各種事務事業(農林水産事業関係)の取扱いについて	担当部会名	産業経済部会	担当分科会名	農林水産分科会
調整方針(案)	1 (6) 生活研究グループ等については、現行のとおり引き継ぎ、新市において速やかに統合されるよう調整に努める。						
事務事業名	観音寺市	大野原町	豊浜町				
生活研究グループ等	生活研究グループ等 該当なし	生活研究グループ等 組織数:10 会員数:48 役員:21 事務局:経済課内 助成金:年間200千円 活動内容:イベントへの参加(もろみ、おはぎ等製造・販売) 料理教室	生活研究グループ等 組織数:11 会員数:178 役員:26 事務局:経済課内 助成金:年間150千円 活動内容 緑化活動 フラワーアレンジメント、料理講習等、各種講習会実施 各種イベントへの参加 事務局は会議等の補助的な事務 その他グループ 梨加工研究会 会員数 31人 役員数 7人 事務局 会長宅内 助成金 年間150千円 活動内容 梨加工品の研究、作成、販売 各種イベントへの参加  メロン加工研究会 会員数 45人 役員数 14人 事務局 JA香川豊浜支店 助成金 年間 100千円				

協定項目番号	23 - 17	合併協定項目	各種事務事業(農林水産事業関係)の取扱いについて	担当部会名	産業経済部会	担当分科会名	農林水産分科会
調整方針(案)	1 (7) 農業関係団体への補助金、負担金等については、現行のとおり引き継ぎ、新市において速やかに再編調整する。						
事務事業名	観音寺市		大野原町		豊浜町		
農業関係団体への補助金等	農協等各種団体 三豊地域農業農村活性化推進機構負担事業 432千円 集落団体活動事業 1,400千円  三豊農業改良普及協議会負担金 120千円		農協等各種団体 大豊農業振興センター 2,000千円(負担金) 農業改良普及協議会 120千円(負担金) 三豊地区課長会及び担当者会 30千円(負担金) 三豊地域農業農村活性化推進機構 312千円(負担金) 香川県認定農業者協議会 50千円(補助金) 農業信用基金協会 110千円(出資金)		農協等各種団体 県認定農業者協議会負担金 30千円 大豊農業振興センター 800千円 三豊地域農業農村活性化推進機構 149千円		
	農業生産資材廃棄物適正処理推進事業等 園芸廃棄物処理事業 農用ビニール等の廃棄に要する経費に補助する 500千円まで		農業生産資材廃棄物適正処理推進事業等 (香川豊南地区農業生産資材廃棄物適正処理推進対策協議会規約) 規約しかない 負担金・補助金 0円		農業生産資材廃棄物適正処理推進事業等 (香川豊南地区農業生産資材廃棄物適正処理推進対策協議会規約)規約 規約しかない0		
生産組織育成団体への補助金	営農組合・農協部会等  葉タバコ生産振興事業 定額 100千円		営農組合・農協部会等 なし		営農組合・農協部会等 上田井濃密営農集団 80千円 雲岡あすなる会 80千円 道溝営農集団80千円 本村営農集団 80千円 長谷営農集団 40千円 大平木営農集団 25千円 箕浦営農集団 20千円 花卉部会 50千円 豊浜町農業経営者協議会 300千円 観光農園 100千円 香川豊南農業組合 野菜栽培技術研究助成(レタス40千円・たまねぎ20千円・きゅうり30千円) JA香川豊浜支店 35千円 梨技術研究助成 香川豊南農業協同組合 60千円 ねぎ・なす技術研究助成 30千円 ぶどう・みかん技術研究助成 20千円 JA香川豊浜支店 イチゴ生産組合 20千円 定着団地化指導助成 香川豊南農業協同組合 20千円 JA香川豊浜支店 野菜集団育成助成 香川豊南農業協同組合 60千円 JA香川豊浜支店 15千円 浜長谷園芸組合 20千円 振落園芸組合 20千円 本村園芸組合 20千円 箕浦園芸組合 20千円 土づくり指導助成 香川豊南農業協同組合 30千円 JA香川豊浜支店 10千円		

協定項目番号	23 - 17	合併協定項目	各種事務事業(農林水産事業関係)の取扱いについて	担当部会名	産業経済部会	担当分科会名	農林水産分科会
調整方針(案)	1 (7) 農業関係団体への補助金、負担金等については、現行のとおり引き継ぎ、新市において速やかに再編調整する。						
事務事業名	観音寺市		大野原町		豊浜町		
畜産関係団体への補助金等	西部家畜保健所・畜産共進会 香川県農協観音寺支部主催畜産共進会 酪農 肉用牛 事業費 1,895,000円 補助金 360,000円(定額) JAより交付申請 JAに支出	西部家畜保健所・畜産共進会 香川豊南農協主催 枝肉共励会 坂出 開催 神戸 開催 事業費 1,007,204円 補助金 600,000円(定額) 町長賞贈呈 5,000円(賞金)	西部家畜保健所・畜産共進会 香川豊南農協主催 枝肉共励会 坂出 開催 神戸 開催 事業費 1,007,204円 補助金 160,000円(定額)				
	香川県畜産共進会 事業費 364,235円 補助費 140,000円(定額) JAより交付申請 JAに支出	香川県畜産共進会 出品者に対し、1頭につき牛7,000円、 豚5,000円の報償金を支出している。	香川県畜産共進会 出品者に対し、1頭につき5,000円出品補助をしている。				
	畜産組合 該当なし	畜産組合 該当なし	畜産組合 豊浜町畜産組合に対し畜産振興助成として補助をする。				
	全国和牛能力共進会 事業費 3,700,000円 補助金 462,000円(定額) JAより交付申請 JAに支出	全国和牛能力共進会 該当なし	全国和牛能力共進会 該当なし				

協定項目番号	23 - 17	合併協定項目	各種事務事業(農林水産事業関係)の取扱いについて	担当部会名	産業経済部会	担当分科会名	農林水産分科会
調整方針(案)	2 (1) 国庫補助事業については、現行のとおり新市に引き継ぐ。ただし、市町上乗せ分については、継続事業は、現行のとおり引き継ぎ、新規事業については、合併時に再編調整する。						
事務事業名	観音寺市		大野原町		豊浜町		
団体営土地改良事業	団体営基盤促進事業 三豊干拓地区  事業概要 事業費 99,000千円  事業量 延長 L=773m 幅員 W=5m  工事期間 H12～H14  事業費負担割合 国 50% 県 10% 市 10% 地元 30%  団体営地域用水環境整備事業 一の谷地区 ため池改修 工事期間 H16～H19 事業費 200,000千円 事業負担割合 国 50% 県 20% 市 30%  農地等高度利用促進事業  広庄地区 ほ場整備 5ha 工事期間 H16～H20 事業費 350,000千円 事業負担割合 国 50% 県 25% 市 2% 地元 23%	団体営基盤整備促進事業 下萩原地区 事業期間 H14年度～H17年度 事業概要 事業費 330,000千円 事業量 農道 L=4,119m 水路 L=1,612m  事業負担割合 国 50% 県 25% 町 10% 地元 15%  中姫地区 事業期間 H16年度～H18年度 事業概要 事業費 318,000千円 事業量 農道 L=3,597m 水路 L=902m  事業負担割合 国 50% 県 25% 町 10% 地元 15%	団体営基盤整備促進 尾崎地区  事業推進 H20年度より  事業概要 事業費 32,000千円 事業量 舗装 L=2650m 水路 L=280m  工事期間 H20 事業費負担割合 国 50% 県 25% 町 0% 地元 25%  野々池大坪線 農道 250m 水路 100m 事業費 70,000千円 工事期間 H18～H20 工事負担割合 国 50% 県 10% 町 40%				

協定項目番号	23 - 17	合併協定項目	各種事務事業(農林水産事業関係)の取扱いについて	担当部会名	産業経済部会	担当分科会名	農林水産分科会
調整方針(案)	2 (2) 単独県費補助事業については、合併時に大野原町の例により統一する。						
事務事業名	観音寺市		大野原町		豊浜町		
単独県費補助事業	単独県費補助事業(市町営) 該当なし 単独県費補助事業(土地改良区営) 全体事業費 221,860千円 市補助金 44,372千円 (市内52地区) 負担率 県 50% 市 20% 地元 30% 土地改良区 事業費 補助金 観音寺町 13,120,000 2,624,000 柞田 46,600,000 9,320,000 常磐 47,740,000 9,548,000 高室 5,000,000 1,000,000 粟井 37,820,000 7,564,000 一ノ谷 17,080,000 3,416,000 豊田 26,300,000 5,260,000 豊稔池 5,600,000 1,120,000 木の郷町 5,000,000 1,000,000 三豊干拓 13,000,000 2,600,000 逆瀬池 4,600,000 920,000 全体計 221,860,000 44,372,000		単独県費補助事業(市町営) 14年度 2地区 単独県費補助事業(土地改良区営) 14年度 35地区 町補助金 一般単県上乘せ 20% (20,000 千円) 香川用水非受益地 10,000千円まで 20% 10,000 千円以上 10%		単独県費補助事業(市町営) 該当なし 単独県費補助事業(土地改良区営) H14 地区数 4地区 一般単県上乘せ 20%以内 (3,700 千円) 香川用水非受益地 なし		

協定項目番号	23 - 17	合併協定項目	各種事務事業(農林水産事業関係)の取扱いについて	担当部会名	産業経済部会	担当分科会名	農林水産分科会
調整方針(案)	2 (3) 市町単独事業については、現行のとおり引き継ぎ、新市において速やかに再編調整する。						
事務事業名	観音寺市	大野原町	豊浜町				
市町単独事業	<p>市単独補助土地改良事業 (事業費200万円を上限とする。) 補助率 50% 農道・水路・排水機の修繕等</p> <p>事業概要(採択基準) ・受益面積 概ね1ha以上 ・受益戸数 5戸以上 ・事業費 10万円～200万円 ・用地費・各種補償金は補助対象とならない。 ・農道幅員は原則3m以上</p>	<p>町単独農道整備事業 (事業費100万円を上限とする) 農道 3.0m以上 50% (舗装及び改良) 2.0m以上3.0m未満 40% (舗装及び改良) ほ場整備地内 30% (舗装)</p> <p>採択基準 ・受益面積 ・受益戸数 5個以上</p>	<p>町単独農道整備事業 (事業費150万円を上限とする) 農道 2.0m以上 50%以内 かんがい排水 0.3m以上 50%以内</p> <p>(事業費(資材費)30万円以内) 小規模事業 農道2.0m以上 水路0.3m以上 資材費の70%以内</p> <p>採択基準 ・受益面積 ・受益戸数 2個以上</p>				

協定項目番号	23 - 17	合併協定項目	各種事務事業(農林水産事業関係)の取扱いについて	担当部会名	産業経済部会	担当分科会名	農林水産分科会
調整方針(案)	2 (4) 土地改良区関係団体については、現行のとおり新市に引き継ぐ。						
事務事業名	観音寺市	大野原町	豊浜町				
土地改良区	<p>観音寺市土地改良協議会内の7土地改良区についての土地改良事業関係の指導、補助金の額の確定、交付。</p> <p>観音寺市木之郷町土地改良区  観音寺市豊田土地改良区  三豊郡中部用水土地改良区  観音寺市逆瀬池土地改良区  観音寺市ほ場整備土地改良区  観音寺市柞田土地改良区  観音寺市一ノ谷池土地改良区  観音寺市粟井土地改良区  観音寺市高室土地改良区  観音寺市観音寺町土地改良区  三豊干拓土地改良区  観音寺市常盤土地改良区</p> <p>事務  観音寺市土地改良協議会に事務委託  ・土地改良区一般経理事務  ・入札、契約、支払い関係  ・単独県費補助事業採択申請</p> <p>行事  総代会 年 1～2回  理事会 年 3～5回</p> <p>土地改良区の工事関係  (団体営、単県事業)について市職員4人が兼務。</p>	<p>大野原町内土地改良区数  7土地改良区  豊稔池土地改良区  五郷土地改良区  萩原土地改良区  大谷池土地改良区  紀伊土地改良区  花稲土地改良区  大野原町圃場整備土地改良区</p> <p>上記の7土地改良区において、合同事務所を設置。</p> <p>事業  県営事業については、負担団体として受益者調整。  団体営、単県事業等の調査、計画、事業実施。</p> <p>事務  予算関係資料、農林漁業資金借入償還、事業認可申請、賦課隸書の発行及び徴収庶務、会計事務。</p> <p>行事  総代会 年 1回  役員会 年 随時開催  理事会 年 随時開催</p> <p>単独県費土地改良事業  H13 42地区  H14 35地区</p> <p>補助金  千円  柞田川沿岸土地改良区連合 1,000  町ほ場整備土地改良区 300  合同事務所(土地改良区) 500</p> <p>単県事務の手続き関係で、町職員が1人兼務。H15まで。</p>	<p>豊浜町土地改良区  地区 豊浜町全域  面積 446ha  組合員 729人  総代 40人  理事 15人  監事 2人</p> <p>事業  県営事業については、負担団体として受益者調整。  団体営、単県事業等の調査、計画、事業実施</p> <p>事務  予算関係資料、農林漁業資金借入償還、事業認可申請、賦課隸書の発行及び徴収庶務、会計事務。  経常賦課金徴収基準  水田10a当たり300円  畑等10a当たり150円</p> <p>行事  総代会 年 2～3回  役員会 年 2～3回  監事会 年 2回</p> <p>単独県費補助土地改良事業  H13 2地区  H14 3地区</p> <p>事務・工事関係で2人の町職員が兼務。</p>				



協定項目番号	23 - 17	合併協定項目	各種事務事業(農林水産事業関係)の取扱いについて	担当部会名	産業経済部会	担当分科会名	農林水産分科会
調整方針(案)	2 (5) 香川用水関係事業については、現行のとおり引き継ぎ、新市において速やかに再編調整する。						
事務事業名	観音寺市		大野原町		豊浜町		
香川用水	香川用水 配水管理 各分水毎の配水連絡、調整  負担金関係 台帳の移動整理 決済金の徴収  香川用水経常賦課金(10a当たり 500円) 14年度 6,808,000円 面積 13,616(10a)  維持管理費(10a当たり 900円)  土地改良区が負担  香川用水運営費 14年度 456,100円  香川用水市長会費 14年度 19,950円	香川用水 配水管理 各分水毎の配水連絡、調整  負担金関係 台帳の移動整理 決済金の徴収  香川用水経常賦課金(10a当たり 500円) 14年度 5,699,000円 面積 113,980a  維持管理費(10a当たり 900円)  土地改良区が負担	香川用水 配水管理 各分水毎の配水連絡、調整  負担金関係 台帳の異動整理 決済金の徴収  香川用水経常賦課金(10a当たり 500円) 14年度 2,194,500円 面積 43740a  維持管理費(10a当たり 900円) 14年度 21,836円  維持管理費の徴収については、土地改良区の経常賦課金と同時に徴収している。				

協定項目番号	23 - 17	合併協定項目	各種事務事業(農林水産事業関係)の取扱いについて	担当部会名	産業経済部会	担当分科会名	農林水産分科会
調整方針(案)	2 (6) 災害復旧事業については、合併時に再編統一する。						
事務事業名	観音寺市		大野原町		豊浜町		
災害復旧	<p>目的</p> <p>異常なる天然(暴風,洪水,高潮,地すべり地震,その他)によって被災を蒙った農地、農業用施設を復旧する。</p> <p>負担割合</p> <p>公共災害</p> <p>・施設 国 65% 地元 35%</p> <p>・農地 国 50% 地元 50%</p> <p>増高がない場合は市補助金交付規程により15%の補助あり。</p>		<p>目的</p> <p>異常なる天然(暴風,洪水,高潮,地すべり地震,その他)によって被災を蒙った農地、農業用施設を復旧する。</p> <p>負担割合</p> <p>施設 国65% 地元35%</p> <p>農地 国50% 地元50%</p>		<p>目的</p> <p>異常なる天然現象(暴風、洪水、高潮、地すべり、地震、その他)によって被災を蒙った農地農業用施設を復旧し、もって土地の維持を図り、経営の安定に寄与するために行う。</p> <p>負担割合</p> <p>公共災害</p> <p>・施設 国 65% 地元 35%</p> <p>・農地 国 50% 地元 50%</p>		

協定項目番号	23 - 17	合併協定項目 各種事務事業(農林水産事業関係)の取扱いについて	担当部会名	産業経済部会	担当分科会名	農林水産分科会
調整方針(案)	3 (1) 林業関係団体については、現行のとおり新市に引き継ぐ。					
事務事業名	観音寺市	大野原町	豊浜町			
森林組合の指導・助言	広域合併について 平成13年9月1日付け広域合併済み	広域合併について 平成14年12月に林野庁が打ち出した森林組合改革に対する指導の基本的な考え方(森林組合の事業及び組織の見直し)に従って行く方針	広域合併について 平成13年9月1日付け広域合併済み			

協定項目番号	23 - 17	合併協定項目	各種事務事業(農林水産事業関係)の取扱いについて	担当部会名	産業経済部会	担当分科会名	農林水産分科会
調整方針(案)	3 (2) 水産関係団体については、現行のとおり新市に引き継ぐ。						
事務事業名	観音寺市		大野原町		豊浜町		
水産関係団体	三豊淡水漁業協同組合 定時総会(毎年5月頃)  西かがわ漁業協同組合 (平成15年1月1日に豊浜町・室本・ 大野原の各漁協が合併)  観音寺漁業協同組合  伊吹漁業協同組合	三豊淡水漁業協同組合 定時総会(毎年5月頃)  西かがわ漁業協同組合 (平成15年1月1日に豊浜町・室本・ 大野原の各漁協が合併)	三豊淡水漁業協同組合 定時総会(毎年5月頃)  西かがわ漁業協同組合 (平成15年1月1日に豊浜町・室本・ 大野原の各漁協が合併)	三豊淡水漁業協同組合 定時総会(毎年5月頃)  西かがわ漁業協同組合 (平成15年1月1日に豊浜町・室本・ 大野原の各漁協が合併)			

協定項目番号	23 - 17	合併協定項目	各種事務事業(農林水産事業関係)の取扱いについて	担当部会名	産業経済部会	担当分科会名	農林水産分科会	
調整方針(案)	3 (3) 国庫補助事業・単独県費補助事業については、現行のとおり新市に引き継ぐ。							
事務事業名	観音寺市	大野原町			豊浜町			
漁港・海岸の新設改良	<p>事業実施状況 観音寺市の漁港 2種漁港 伊吹漁港 1種漁港 股島漁港</p> <p>1. 特定漁港漁場整備事業(伊吹漁港)</p> <p>補助率 国庫補助率及び県費補助率等(別表1)</p> <p>事業実施の内容 ・翌年度概算要求書作成し、県水産課ヒアリング(5月から6月) ・翌年度概算要求書作成し、県水産課ヒアリング(11月から12月) ・離島振興事業に伴う国土交通省提出実施計画書を作成し、にぎわい創出課ヒアリング(1月頃・県が対応) ・2月から3月ごろ水産庁と事業実施計画ヒアリング、同じく早期着工及び工法協議ヒアリング ・補助金交付申請書ヒアリング後提出(国庫補助金及び県費補助金・4月から5月) ・実施設計書作成、工事発注、工事管理、工事費精算 ・補助金変更交付申請ヒアリング後提出(随時) ・補助金請求、完了実績報告(国庫補助金及び県費補助金) ・補助金確定</p>	該当なし			該当なし			
	(別表1) 補助率						観音寺市	
	事業名	区分	本土			離島		
			国費	県費	地元	国費	県費	地元
	特定漁港漁場整備事業	外郭	0.50	0.25	0.25	0.80	0.025	0.175
		係留	0.50	0.25	0.25	0.60	0.125	0.275
		機能	0.50	0.25	0.25	0.55	0.20	0.25
	広域水産物供給基盤整備事業	外郭	0.50	0.25	0.25	0.80	0.025	0.175
		係留	0.50	0.25	0.25	0.60	0.125	0.275
		機能	0.50	0.25	0.25	0.55	0.20	0.25
	地域水産物供給基盤整備事業	外郭	0.50	0.25	0.25	0.80	0.025	0.175
		係留	0.50	0.25	0.25	0.60	0.125	0.275
		機能	0.50	0.25	0.25	0.55	0.20	0.25
	環境整備		0.50	0.25	0.25	0.50	0.25	0.25
	集落環境整備		0.50	0.225	0.275	0.50	0.225	0.275
	関連道路整備	主要	30/60	10/60	20/60	0.55	0.125	0.325
		その他	0.50	0.25	0.25	0.50	0.25	0.25

協定項目番号	23 - 17	合併協定項目	各種事務事業(農林水産事業関係)の取扱いについて	担当部会名	産業経済部会	担当分科会名	農林水産分科会
調整方針(案)	3 (3) 国庫補助事業・単独県費補助事業については、現行のとおり新市に引き継ぐ。						
事務事業名	観音寺市	大野原町	豊浜町				
漁港・海岸の新設改良	漁港単独県費補助事業(伊吹漁港)	漁港単独県費補助事業(花稻漁港)	漁港単独県費補助事業(箕浦漁港)				
	<p>補助率 県費50% 市費50%</p> <p>事業実施の内容 ・翌年度事業採択要望書作成、県水産課ヒアリング(11月頃)</p> <p>・事業採択申請書(4月上旬) 事業計画概要書, 全体計画書 平面図, 工事箇所の写真</p> <p>・補助金交付申請書 設計書, 収支予算書 事業費増額の場合 変更採択申請書 変更交付申請書</p> <p>・工事着手届 請負者工事着手届の写し 契約書等の写し</p> <p>・工事完了届 請負者竣工届の写し 市町検査調書</p> <p>・実績報告書 収支精算書 実績総括表 工事費内訳表</p> <p>・補助金請求書</p>	<p>補助率 県費50% 町費50%</p> <p>事業実施の内容 ・翌年度事業採択要望書作成、県水産課ヒアリング(11月頃)</p> <p>・事業採択申請書(4月上旬) 事業計画概要書, 全体計画書 平面図, 工事箇所の写真</p> <p>・補助金交付申請書 設計書, 収支予算書 事業費増額の場合 変更採択申請書 変更交付申請書</p> <p>・工事着手届 請負者工事着手届の写し 契約書等の写し</p> <p>・工事完了届 請負者竣工届の写し 市町検査調書</p> <p>・実績報告書 収支精算書 実績総括表 工事費内訳表</p> <p>・補助金請求書</p> <p>3. 報償金 報償金 漁港管理費として、漁協へ50千円 (町費)</p> <p>補助金 海面等清掃として、漁協へ50千円 (町費)</p> <p>航路浚渫事業</p> <p>10,000千円(H16年度) 県費 50% 5,000千円(H17年度) 県費 50%</p>	<p>補助率 県費50% 町費50%</p> <p>事業実施の内容 ・翌年度事業採択要望書作成、県水産課ヒアリング(11月頃)</p> <p>・事業採択申請書(4月上旬) 事業計画概要書, 全体計画書 平面図, 工事箇所の写真</p> <p>・補助金交付申請書 設計書, 収支予算書 事業費増額の場合 変更採択申請書 変更交付申請書</p> <p>・工事着手届 請負者工事着手届の写し 契約書等の写し</p> <p>・工事完了届 請負者竣工届の写し 市町検査調書</p> <p>・実績報告書 収支精算書 実績総括表 工事費内訳表</p> <p>・補助金請求書</p>				

協定項目番号	23 - 17	合併協定項目	各種事務事業(農林水産事業関係)の取扱いについて	担当部会名	産業経済部会	担当分科会名	農林水産分科会
調整方針(案)	3 (4) 漁港・海岸の占用料については、合併時に観音寺市の例により統一する。						
事務事業名	観音寺市		大野原町		豊浜町		
漁港・海岸の 占用・台帳整 備	<p>取扱事務</p> <p>観音寺市の漁港 2種漁港 伊吹漁港 1種漁港 股島漁港</p> <p>観音寺市漁港管理条例に基づく施設管理 漁港施設使用・占用申請書の受付、許可書の交付 ・施設使用料(別表1) ・現在、電力柱1本の使用料が納入されている。 土砂採取に関する申請書の受付 ・許可書の交付 ・土砂採取料(別表2) 漁船以外の船舶の入出港届の受理 危険物等荷役許可申請書の受付 ・許可書の交付 (管理条例施行規則) 停けい泊許可申請書の受付、許可書の交付 (管理条例施行規則)</p> <p>漁船以外の船舶(プレジャーボート等)の取り扱いについて 許可制としているが、禁止区域等の 指定はしてない。</p>		<p>取扱事務</p> <p>漁港数等 大野原漁港の1港(第1種漁港) 漁港管理条例 名称 大野原町漁港管理条例</p> <p>漁港施設使用料 占用料について 添付資料参照</p> <p>漁船以外の船舶(プレジャーボート等)の取扱について 大野原町漁港管理条例において許可制としている(未実施) 現在、漁港において15隻程度のプレジャーボートが係船している。</p>		<p>取扱事務</p> <p>漁港数 箕浦漁港(第1種漁港) 豊浜町漁港管理条例に基づく管理 漁港施設使用許可申請書の受付 ・許可書の交付 ・施設使用料(別表) 船舶の入出港届の受理</p>		

協定項目番号	23 - 17	合併協定項目	各種事務事業(農林水産事業関係)取扱いについて	担当部会名	産業経済部会	担当分科会名	農林水産分科会		
調整方針(案)	3 (4) 漁港・海岸の占用料については、合併時に観音寺市の例により統一する。								
事務事業名	観音寺市		大野原町		豊浜町				
(別表1)	観音寺市		別表第1 漁港施設利用料(第13条関係)		別表(条例第13条関係) 豊浜町				
1 漁港施設の使用料			種別		1 漁港施設使用料				
種別	区分	単位	金額	備考	種別	区分	単位	金額	備考
けい留施設	定期運航の船舶のけい留	総トン数	日額		土地	1日	1平方メートル	40円	初日の利用料は無料とする。
岸壁	1けい留までごとにつき	1トンにつき	1円58銭		使用料	日	1平方メートル	40円	初日の使用料は無料とする。
さん橋	定期運航以外の船舶のけい留					継続使用15日を超えるものは超過日数1日	1平方メートル		
及び物揚場	1けい留(24時間)までごとにつき	総トン数	日額						
		1トンにつき	3円16銭						
2 漁港施設の占用料			備考 利用が1日に満たない場合は1日とする。						
種別	区分	単位	金額	備考					
電柱類	木柱、鉄柱、コンクリート柱	1か年1本につき	710円						
	鉄塔	1か年1平方メートルにつき	520円						
地下埋設物	口径0.2メートル未満	1か年1メートルにつき	50円						
	口径0.2メートル以上								
	0.4メートル未満	1か年1メートルにつき	100円						
	口径0.4メートル以上								
	1メートル未満	1か年1メートルにつき	260円						
	口径1メートル以上	1か年1メートルにつき	520円						
架空管			地下埋設物に同じ						
広告類	標識	1か年1本につき	520円						
	看板・広告板	1か年表示面積1平方メートルにつき	2,600円						
1. 使用料の計算単位を1日で定めたもので使用期間が1日に満たないものは、1日として計算する。									
2. 1トンに満たないものは、1トンとする。									
3. 占用料の計算単位を年額で定めたもので占用期間が1年に満たないものは許可の日の属する月から占用終了の日の属する月までの月割計算によるものとする。									
4. 占用の数量に1メートル又は1平方メートル未満の端数がある場合は、その端数を1メートルまたは1平方メートルとして計算する。									
5. 徴収する料金の金額に、10円未満の端数を生じたときは、その端数を10円に切り上げる。									
6. 1件の料金の合計が100円未満の場合はこれを100円として徴収する。									
表第2 土砂採取料等(第14条関係)									
1 土砂採取料									
採取名	単位	採取料	備考						
土砂等	1立方メートル	99円							
2 占用料									
占用目的	単位	期間	占用料	備考					
家屋類及びその附属地	1平方メートル	1月	20円						
起重機	"	1月	40円	空間のみの場合は5割とする。					
管類埋設置	1メートル	1年	30円	内径10センチメートルを超えるものは2倍とする。					
				内径50センチメートルを超えるものは3倍とする。					
電柱類	木柱	1本	120円	支柱支線は本柱1本とする。					
	鉄柱及びコンクリート柱	"	140円	H型は本柱2本とする。					
	鉄塔	"	200円						
架空管	1メートル	1年	25円	口径10センチメートル以上は2倍とする。					
広告類	標識類	1本	40円						
	看板及び広告板	1枚	480円	縦1メートル以上又は横1メートル以上のものは2倍とする。					
その他工作物	1平方メートル	1月	15円						
備考 1 本表中期間を年で定めたもので、占用期間が1年に満たないものは許可の日の属する月まで									
2 本表中単位を1平方メートル又は1メートルをもって定めたもので、占用面積又は延長が1平方									
3 1件の占用料が30円未満のものは30円とする。									
4 本表によって計算された占用料の額に、10円未満の端数を生じた場合は、その端数を10円とする。									
別表(条例第13条関係) 豊浜町									
1 漁港施設使用料									
種別	区分	単位	金額	備考					
土地	1日	1平方メートル	40円	初日の使用料は無料とする。					
使用料	日	1平方メートル	40円	初日の使用料は無料とする。					
	継続使用15日を超えるものは超過日数1日	1平方メートル	60円						
備考 使用が1日に満たない場合は1日とする。									
2 漁港施設占用料									
占用目的	単位	期間	占用料	備考					
家屋類及びその附属地	1平方メートル	1月	20円						
起重機	"	1月	40円	空間のみの場合は5割とする。					
管類埋設置	"	1年	30円	の内径2倍とする。内径50センチメートルを超えるものは3倍とする。					
電柱類	本柱	1本	120円	支柱支線は電柱1本とする。					
	鉄柱及びコンクリート柱	"	140円						
	鉄塔	"	200円	H型は電柱2本とする。					
架空管	1メートル	1年	25円	口径10センチメートル以上は2倍とする。					
広告類	標識類	1本	40円						
	看板及び広告板	縦1メートル横70センチメートル	480円						
その他工作物			15円						



協定項目番号	23 - 17	合併協定項目	各種事務事業(農林水産事業関係)取扱いについて	担当部会名	産業経済部会	担当分科会名	農林水産分科会
調整方針(案)	3 (4) 漁港・海岸の占用料については、合併時に観音寺市の例により統一する。						
事務事業名	観音寺市			大野原町		豊浜町	
	別表2)	観音寺市					
	1	土砂採取料					
		種別	区分	単位	金額	備考	
			土砂	1立方メートルにつき	75円		
		土砂採取料	砂利	1立方メートルにつき	100円		
	2	漁港施設の占用料					
		種別	区分	単位	金額	備考	
		電柱類	木柱、鉄柱、ｺﾝｸﾘｰﾄ柱	1か年1本につき	710円		
			鉄塔	1か年1平方メートルにつき	520円		
		地下埋設物	口径0.2メートル未満	1か年1メートルにつき	50円		
			口径0.2メートル以上 0.4メートル未満	1か年1メートルにつき	100円		
			口径0.4メートル以上 1メートル未満	1か年1メートルにつき	260円		
			口径1メートル以上	1か年1メートルにつき	520円		
		架空管		1か年1メートルにつき		地下埋設物 に同じ	
		広告類	標識	1か年1本につき	520円		
			看板・広告板	1か年表示面積1平方メートルにつき	2,600円		
		1. 採取料の数量に1立方メートル未満の端数がある場合は、その端数を1立方メートルとして計算する。					
		2. 占用料の計算単位を年額で定めたもので占用期間が1年に満たないものは許可の日の属する月から占用終了の日の属する月までの月割計算によるものとする。					
		3. 占用の数量に1メートル又は1平方メートル未満の端数がある場合は、その端数を1メートルまたは1平方メートルとして計算する。					
		4. 徴収する料金の金額に、10円未満の端数を生じたときは、その端数を10円に切り上げる。					
		5. 1件の料金の合計が100円未満の場合は、これを100円として徴収する。					